

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月10日 午後1時31分～午後2時38分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

3. 使用貸借契約変更通知について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳
3番 永 江 三 夫
6番 中 村 正 治
9番 岡 田 佳 子
11番 松 藤 忠
13番 長 岡 直 行
15番 北 原 喜 博
17番 前 原 新
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久
4番 江 寄 徳 光
8番 加 藤 和 己
10番 木 下 正 信
12番 東 政 廣
14番 倉 吉 大 作
16番 田 崎 明
18番 松 尾 京 子

欠席委員（2名）

5番 河 野 和 夫

7番 河 野 順 大

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光
24番 境 秀 作
26番 釘 嶋 房 男
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
34番 城 敬 介
36番 平 木 啓 喜
38番 宮 崎 和 道

座席番号 氏 名

23番 高 尾 芳 樹
25番 山 下 勝 敏
27番 大 塚 育 久
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 正 充
33番 山 下 信 介
35番 野 中 勝 吉
37番 渡 邊 哲 司

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時31分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年7月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号5番河野和夫委員、7番河野順大委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号8番加藤和己委員、同じく9番岡田佳子委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○2番（日高）

6日に現地確認いたしました。何ら問題はございませんでした。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

先日から現地及び書類を確認しましたが、異常は見受けられませんでしたので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これも先日、現地及び書類を確認しましたが、別に問題ないと思われます。皆様の審議よろしくお願いいいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

何ら問題ないと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

譲渡人が2人書いてありますが、これはどういう意味ですか。

○事務局（東）

お答えします。御兄弟の関係です。

○15番（北原）

分かりました。

○事務局（岡）

2名書いてあるのは共有名義という形で2分の1ずつあるということで一応列記させていただいております。申し訳ございません。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

これも何ら問題ないと思います。審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

これも何ら問題ないと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○24番（境）

6月25日、農業委員さんと2人で現地を確認してきました。特に異常は認められませんでした。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号8番、9番については、関連がございますので一括審議といたします。

事務局は、整理番号8番及び9番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号8番から9番まで一括して説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、交換となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

6月21日に確認書をチェックしましたが、何ら問題はないというふうに思われますので、審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番及び9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

交換ということですが、ちょっと面積ば見ると4畝弱と1反ちょっとぐらいの面積差がありますが、そこら辺で、何らその理由ちいうか、普通交換ならあんまり変わらん面積とかちいうとは基本的に分かりますが、倍近く面積差があるのに交換が成立したちいうことで、何かそこら辺の理由が分かればお願いしたいと思います。

○事務局（東）

説明させていただきます。交換する面積が少ないほうにつきましては、農地法の5条転用

で出てきますが、一部を分筆して転用という形を取らせていただいております、それで面積差については大きいものではございませんでしたので、交換ということで提案をさせていただきます。

○30番（柿原）

分筆して何、そこら辺が分からんやった。

○事務局（岡）

ちょっともう少し。交換する田んぼとしては1筆同士ですけど、片一方の方、少ないほうをもらえる方は、もともとはもう少し大きいところですけど、1枚の田んぼを分筆して5条で宅地転用をされる方です。残っておる農地の部分と交換という形でされていますので、1筆同士の交換ではあるんですけど、片一方には5条が含まれておると判断してください。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

宅地と農地で交換ちいうごたるふうになるわけね。分かりました。

○事務局（岡）

片一方は田んぼのままぼってん、片一方は田んぼと宅地という形になっとぼってん、3条は農地同士なので農地しか相対になりませんので、農地同士の交換という形でされています。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号8番及び9番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（野中）

先月、農業委員の野田さんとともに現地確認いたしまして、何も問題ないと判断しております。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号11番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号11番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認しましたが、別に問題はないと思いますけれども、この申請地が1枚の田んぼになっているちいうのが永小作になっておっつですよ。それで、基盤整備のときに1枚になっているちいう状況です。この申請地が過去に二度あっせんが上がってきていたんですよ。ところが、何ち言うんですかね、権利、小作権がついているということで、なかなか話が進まずに、それでずっと終わってきていたような状態でした。

今回、贈与という形で話が決まったのだろうと判断して、地元委員としては何ら問題ないと考えておりますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号11番について説明がありましたので、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

申請地は中央左側の県道沿いの斜線を引いている部分です。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に合併浄化槽、駐車場、通路を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

なお、今案件につきましては、既に着工されていたため、始末書を提出されています。

北は田・畑、西は宅地、南は水路、東は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については自然流下し、南側側溝へ放流します。

生活雑排水については合併処理浄化槽を設置し、南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（大塚）

この案件が、ちょっと事前着工が大分前にしてあるみたいで、今さらというか、やり得、先に仕掛けて後からちいうとは見え見えで、どうもこれを「はい」ち言うと、この後こういうのが次から次になるんじゃないかなと。やり得ちいうか、納得しないまま帰ってきました。こういう案件がほかの地域でもあるんじゃないかなと思ひ、こういった関係を皆さん方はどういうふうに思っているか、対処するべきなのか、ちょっと意見を聞きたくてですね。地元委員としては、納得はしていません。よろしいでしょうか。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

農地委員の見解まで終わってから意見聞きますので、ちょっとお待ちください。

農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（岡田）

今説明にありましたように、何となく納得できないような説明を地主の方が言われたので、もうちょっと詳しく、事後承諾みたいな形だったんですね。だから、ちょっと納得いかない状態です。だから、もうちょっと説明を地主の人にしてもらったほうがいいと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

今、地元委員さんのほうから事前着工みたいな話がありましたが、見た目ではちいうか、いつぐらいからの事前着工に見えるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○27番（大塚）

見た目ちいうか、感覚ちいうか、この家を造る段階でほぼほぼそこまでしてあるち思うで

す。（「家のでけとっと」と呼ぶ者あり）もうできています。その家の周りやけんですね。

○議長（徳永）

年数が何十年前みたいな感じ的なとは、ここに二、三年とか、そういった……。

○27番（大塚）

いやいや、そういう年数ではないと思います。

○12番（東）

家が建ったとは約25年はたっておるじゃろうね。

○議長（徳永）

二十四、五年。（「そげん前ね」と呼ぶ者あり）

じゃ、事務局のほうからも。

○事務局（岡）

ちょっと私のほうから。多分ここ最近というわけじゃございません。ここについては、正直言います。違反転用が発覚して、それを解消するという形で今までやってきております。この資料の13ページを見ていただくと、個人所有、左側で4条許可済みとしております。これについて、まずここを解消をして、残りの部分という形でやってきているところです。先ほども4条の説明の中でありました一種農地であって、敷地拡張も既存面積の2分の1までしか転用は認められていませんので、小分けという形でやってきておるところです。おっしゃるとおり、違反転用的に許可ちいうか、いいものではないということで、今までの事務局も委員さんたちも判断してきております。ただ、違反転用のまま放っておくわけにはいかないので追認という形になりますが、きちんと発見したところは、されるところはちゃんとしてもらうという形でやってきているところです。これについても、そういう条件を基に分筆とかも行っていただいて、転用の申請をきちんと手続を取っていただいております。正直言って納得いかんち言われるとそのとおりであります。結構ほかのところも皆さん、先月もあつたですよ、除外しておつて転用をし損ねておつたとか、いろいろ誤つて転用してある方もいらっしゃいますので、今の体制としては、違反しておるならきちんと手続をしていただこうと。今からの違反はもう認めませんので、皆さんちょっと目を見張らせておつてくださいという形で今までやってきております。なつたばかりのときに言つておるけんがら、皆さんたちにも一応そういうお願いをちょっとしたこともあつたんですが、やっぱり納得いかんところもあるかと思いますが、違反転用はきちんと手続を取つてでもなく

していくという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○30番（柿原）

ちよつとよか。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○30番（柿原）

いや、この案件が今さらち言うといかんばってん、出てきたとは何のきっかけで出てきたと。

○事務局（岡）

この案件が出てきたということですが、これは3年ぐらい前ですかね。この方の農地を3条で売りたいということがありました。家のそばだったので、地図とかを調べてみると、どうも違反転用の状態にあるということでしたので、それが手続に入らん限り3条の許可を認めませんという形で、除外の手続に入っただいて3条を認めてきたという経過がございますので、経過的にはそういう流れで来ております。以上です。

○30番（柿原）

この方はそういうことで、ある意味では詳しく分からんでここまで来られた部分のあったかと思ひますが、今回の発覚のあれで説明した部分で、違反転用で基本的にはでけんとしてよちいう部分ばしっかり納得してもろうとつですか。そうじゃなかと、後々またそげんかふうで、出てくつと大変困るなちいうふうに思ひますので。

○事務局（岡）

本人さんには、きちんと手続が必要ということで手続されていますので、本人については、そういう手続が必要であるということは理解されていると思ひます。以上です。

○15番（北原）

私の農地の隣の方と話をした時点で、自分の土地やっけん家を建てたいということで、転用したいと。そしたら、農業委員会の許可が下りらんやっけん、建てられんやっけん違うところを買うち言わっしゃったですよ。自分の土地があつても建てられんとですよち。全然隣接もしておらんし、一種農地であるし、私が農業委員になる前の話やっけんですけれども、四、五年ぐらい前の話ですが、そういう事例もありまして、そのときに聞いたつかな、無断転用するげつと、例えば、市の水道は来んとか、そういう条件があつとつですか、それは

なかですか、無断転用したところに市水が来こんとか、そういうことがあつとやろうか。それはなか。

○事務局（岡）

そういう話を聞いたことがございません。

○15番（北原）

なか。分かりました。だけん、そういう事例も現実にあったけんですね、なかなかこの件に関してはきちんと対応しておかんと、後々のことについて、あそこはよかったつにおりげがなしでけんかちいう話になったら收拾つかんようになるので、きちんと対応していかんといかなちは思います。以上です。

○議長（徳永）

この件に関しては、何年か前から追認する形で手続をちゃんと取ってくださいという形で何回か出ておりますので、古くからされている方たちは何回もこの方についていろいろな議案が上がっているの、何回も違反されているのかという間違っただ認識とかもあるかもしれませんが、先ほど局長が言われたように、きちんとした手続を踏んで、きちんとした流れを今回取るということで追認していく形で今回も上がっております。なかなか皆さん注意しておってくださいと言われる中で、こうやって議題に上がっていないのに、あつ、自分の周りに家が建ち始めたとか、工事をし始めたとか、そういったことがあつたら、あそこ議案に上がったですかねとか、そういったのをいつも気を配っていただくと事前にそれが防げたりしますので、皆様方も周囲の農地に関してはいろいろ御注意を払っておっていただけたらありがたいなというところです。

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

○14番（倉吉）

よかですか。

○議長（徳永）

はい。

○14番（倉吉）

この方は今お話を聞いておると、非常に故意があつてされているんじゃないかというふうに思われるとですよ、話を聞きよると。そりけん、やっぱりこういった知らん人たちに対しては大きな目で見てもよかろうばつてん、何遍もされて故意的にしてされていたんじやな

かろうかというふうに思うとりますので、まあ一回これに関しては保留して、事務局のほうから再度明確な答えを出してもらった方がいいんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども。

○事務局（岡）

一応先ほどからも説明していますように、何度もというよりも一遍にされているところです。それを転用の手続的に分けないと転用できないというところですので、そういう手間をかけてでも手続をされているという方ですので、一応今言ったように、一種農地なので既存敷地の2分の1までしか転用ができませんよとか、除外ができなかったりとか、そういうところでいろいろ工夫して、この回、3回とか2回とか、ここは2回目ですね、転用的には。してきておるところでございます。

ですので、この方が何遍も、一遍して次またしたじゃなくて、一遍にしてあったところを、転用の手続上は、もう分けてしか解消できないという形でしたので、分けて申請していただいているというところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳永）

すみません、私の言い方がちょっと悪かったんですけど、故意じゃなくて、この事案は一遍に発覚しているんですけど、局長がおっしゃったように、転用がこういうのを一遍にぼんとはできないんですよ、敷地の拡張でこれくらい転用、これくらい転用って何回か分けなといけないので、同じ事案で何回か上がってきています。ですから、故意に——故意というのは悪質な、悪意で何回かやっているわけじゃなくて、こっちの事務手続上、何回かに分けてこの手続をやってくださいというのが農地法の縛り、いろいろあるんですけども、それで何回か同じような形で上がっているということです。内容的にはですね。

ほかに。

○6番（中村）

ちょっとよかですかね。

○議長（徳永）

はい、ちょっとすみません。

○6番（中村）

今話を聞きますと、要するに、農業委員会の指導に基づいて、素直にその指導にのって自分の転用違反の手続を取りなはったということけん、私としては、今事務局から説明のあり

ましたように賛成したいと思っております。

○議長（徳永）

ありがとうございます。高尾委員。

○23番（高尾）

質問ですけれども、先ほどから意見がいろいろ出ておりますように、この方は今回の申請の前に、もう既に作業されていると。例えば、花壇なんかはもう作ってあるんでしょう。だから、この申請の前に御自分のやりたいことやっていらっしゃるわけですね。

そうすると、先ほどほかの委員の方の意見で、農業委員会で却下された、その方は別のところを、土地を買って費用負担をして家を建てるなりされているという厳しい条件のもとで対応された。だけど、この方は申請する前に、もう自分で手を打って、事後処理みたいに、あるいは周りからの指摘でこういう申請をされてきている。もうしょうがないから認めようじゃないかということになると、ちょっと不公平感があるのかなど。

そこで質問、もしこれ農業委員会でだめだと、認めませんと言ったら、この方は何をどうすることになるんですか。

○事務局（岡）

一応その前で、この前の方は認められずにほかのところを買ったと。同じような案件であれば、この方のところがどうしてもできないところであれば、それで違反転用として対応するしかないんですけど、案件としてここは、当時からそういった分けてでもすれば違反転用が解消できるということでしたので、そういう手続を取っているということでございます。

今おっしゃったとおりに、農業委員会で、ここでもし否決されたとしても、それは多分、今申請に上がっています農業委員会意見書として県のほうに上げます。県がどう判断するかになりますので、県としては多分、前年、前に4条とかで許可している経緯もありますので、多分私の意見としては許可するだろうと思っております。

以上です。

○議長（徳永）

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○29番（松尾）

今いろいろ言っておりますけれども、本人さんが強行的にやられたというあれかもしれませんけれども、実際、一種農地にあって、家が建つときに見抜けなかった農業委員がまず悪

かったと思うとですよ。そりけん、そういったなかなか家が建たないところに家ば建ててしまった。本人が悪いとかもしれんけど、農業委員も多分悪いと思うし、本人さんばかりの、違反だけじゃなくて、やっぱりもう造ってしまって、じゃ、戻してくださいち言うても、なかなか人の財産まで農業委員が言えるかちいうと、なかなか言えんと思うとですよ。本人さんはやっぱり悪かったかなと思って、今転用とかいろいろされてあるので、この場合は多分致し方ないんじゃないかと。農業委員もやっぱり悪かったところを認めやんところもあつとじゃないかなと思うとですよ。戻さやんち言うても、なかなか戻してもらえんち思うしですよ。ただ、これが今回だけであつて、今後何より局長が言われるように、やっぱり皆さんでようつと、しっかり注意ば払って、こういうことがないようにしていかなんちはやっぱり思っております。

それと、ただ問題が、多分、この一種農地にこうやって家ができた場合、また、この隣に簡単に家が隣接するから、また家が建てられるのか。そういったところがちょっと自分的には心配しているところです。そういったところはどげんなつとるやいかちょっと聞きたいんですけれども。

○事務局（岡）

なかなか難しい質問ですけど、この方の家の周りちなると、あと集落接続が取れるのかという形とかになってきます。基本的に農家住宅とかだと集落接続取って可能性はあります。ただ、その前に農振農用地なので、除外のほうがまたちょっと手続が厳しいところがあるので、除外できるのかというところになってくると、なかなか厳しいところがございます。

申し訳ないんですが、除外については私も専門じゃないので、あんまり詳しく言うとボロが出ますのでちょっと控えさせていただきますけど、除外ができて集落接続とかというような転用不許可の例外ということがございますので、それに該当するかというのを審議して決定をするかしないかという形になってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（徳永）

先ほども申しましたように、農地の真ん中というか、かけ離れたところに家が建ち始めた場合は、やはりちょっと皆さん注意していただきたいと思うし、基盤整備になる前に、もう既に家がそこにあつたといった場合は、多分、その家を拡張したりするときは、またケースが違ってきますので、いろいろなケースがそのときそのときであると思っております。ですから、

全然まるで田んぼやったところに家がぼんと建つという場合と、そもそも基盤整備の中にもう家くっついておって、そこ基盤整備入れられん、もう家も外されんから家そのまま、基盤整備のときに家そのままありました。でもそこから家をちょっと改築しましたとか、そういった場合はまたちょっとケースが違いますので、そこら辺は皆さん方も、ここはどうなるとねち、その人の家の周りは畑じゃないとやいかとか、そういった感じで気をつけて事務局とかに聞かれたり、そういったふうに常々関心を持っておっていただきたいなと思うところですよ。

ここにつきましては、先ほどからいろいろお話は出ております。局長も言いますように、違反転用を違反転用のままにしておかないで、この農業委員会の方に解消していこうというスタンスがございます。知らん顔をせんで、その都度、その都度気づいたときは解消する手続をその方を取っていただくということで、ずっとこういう案件が上がってきております。これを元に戻して、家は崩して農地に戻せと言うことは難しいと思うんですよ、何十年前に建っている状況なので。ですから、こういった場合のときは、追認でもきちんとした手続を出して、もうここは転用をきちんと終わっていますという形を取っていかないと、あそこはずっと違反転用のままということになりますので、そういった場合で今回とか、先月もありましたけれど、追認する形ですけどきちんとやっていこうということで上がってきた案件でございますので、そこら辺もお含みおきでいろいろ、承認なりそこら辺をお考えいただきたいなと思うところですよ。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○30番（柿原）

いや、ほかにやなかばってん、そういうことで結論になりますけれども、厳格に言うと、委員さんたちの意見が農業委員会としては正当かならいうふうには捉えております。しかし、長い歴史の中で今までの流れを見ても、ほかに、特に総務がやっている非農地証明なんかは、もともとは元に戻してとかやっておったけれども、最近はそのままでええちいうことで、認めざるを得んちいうことで認めていきよる状況もありますし、それを今回の件で厳格にしたときに、たまたま出てきた正直者がばか見るちいうこともあって、まだほかに隠れみのちいうか、出てきておらん部分もあっち思います。

そりけん、そういうこともありますので、委員長が言いましたように、前向きな形で捉えていかざるを得んちいうふうなことで、なかなか妥協しにくいところですよけれども、総会の

進行上ちいうか、そういうことでしっかり当事者に理解していただくような形で進まざるを得んかなち思うております。それで、また次出てきたときにまた大変なことにもなりますので、そういうことで妥協しにくいわけですけれども、妥協せざるを得んちいうことで思っております。

○議長（徳永）

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

いろいろ御意見は出ましたけれども、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

申請地は中央みやま市立図書館の東側です。市役所から300メートル以内に位置する第三種農地に倉庫、駐車場、資材・残土置場を建設するために転用するものです。

北は水路、西は宅地、南は宅地、東は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側水路へ放流します。

なお、本案件につきましては、地元委員より問題ない旨の報告を受けておりますので、併せて御報告いたします。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも先日6日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。この案件が先ほどの3条の交換で上がっていた分の関連するものです。

申請地は、左上の交差点付近の斜線をつけている部分です。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。

北は道路、西は田、南は田、東は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下し北側側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併処理浄化槽を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

今月の6日に事務局及び役員さんと現地を確認したところです。先ほど言われましたように、3条の許可の申請で認可をされた土地に自己用住宅を建築されるというふうなところでございますので、何ら問題はないというふうに思っておりますので、皆様方の審議よろしく

お願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも先日6日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

申請地は左側中央付近の斜線部分です。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。

北は宅地、西は水路、南は道路、東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下し南側道路下を通して水路へ放流します。

生活雑排水については、合併処理浄化槽を設置し同じく南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○2番（日高）

6日に現地確認に伺いました。いろいろ改善せやんところもあると思いますけど、今のところ申請上問題ないということで、一応納得いたしました。皆さんの御審議がありましたらよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも同じく6日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第15号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第16号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は田7万3,057平方メートル、畑2万4,266平方メートル、合計9万7,323平方メートルで、件数は31件、筆数は68筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書13ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

番号2番の譲受人と番号8番の譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○農政委員長（北原）

この方は、面積は小さいですけど、非常に農業に対して強い熱意を持ってあって、年齢も若いし十分やっつけていかれると思います。ただ、道具等がなかなか少ないので、農業委員さんのほうからリースもあるよということで教えてやりました。そして、直売所辺りを最初につかかるとして、新しく農業をやっていききたいという熱意にあふれた方だったので、私ども農業者にとっては非常に心強いと思います。やる気のある方ですので、ぜひ皆さんで応援してやっていけたらなと思いますので、皆さんの御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

もう一人、8番の方。

○農政委員長（北原）

8番の方は、十分経験もあって、おじいさんの跡を継いだというふうな形でございますので、十分に基盤もあり、経験もあり、地域の農業に貢献していただけるものと確信しました。よって、皆さんの御理解と御指導、御協力をお願いしまして、農政委員としては期待しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第16号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第16号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2、報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が7件出ております。内容につきましては、設定が4件、自作が3件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借の解約通知について、使用貸借解約の届出が2件出されております。内容につきましては、所有権移転が1件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借契約変更通知について、使用貸借の期間変更が1件出されております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○30番（柿原）

地目が空白になっておりますけど、分かる。

○議長（徳永）

ちょっとお待ちください。

○事務局（岡）

利用権設定の12ページを御覧ください。同じ筆が利用権の再設定という形で載っておるかと思えます。地目は畑です。以上です。よろしく申し上げます。全部畑です。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後2時38分 閉会